



平成21年5月までに 裁判員制度がはじまります

平成21年5月27日までに、裁判員制度が始まります。国民のみなさんが刑事裁判に参加することで、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する信頼が向上すると期待されています。みなさんの「私の視点、私の感覚、私の言葉」が社会を変える大きな力になります。

裁判員制度とは

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、裁判官とともに、被告人が有罪か無罪かを判断し、有罪の場合はどのような刑にするかを決める制度です。

裁判員6人と裁判官3人の計9人がいっしょに裁判の審理に出席し、証拠調べ手続きや弁論手続きに立ち会ったうえで評議・評決を行い、判決を出します。

裁判員の選ばれかた

毎年、選挙権がある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。さらに、その名簿の中から事件ごとにくじで候補者を選び、裁判所で選任手続きを行います。候補者として名簿に記載されたかたすべてが、そのまま裁判員になるわけではありません。

川口市民が裁判員になる確率は？

(平成18年のデータを基にしたもの)

裁判員候補者名簿に登録される確率は？	475人に1人
裁判所に候補者として呼び出される確率は？	950人に1人
裁判員または補充裁判員となる確率は？	5,940人に1人

法律を知らなくても 裁判員になれるの？

裁判員は、事実があったかなかったかという判断（事実認定）をします。法律の知識は必要ありません。みなさんの日ごろの経験を活かしてください。

例えば、どら焼きがなくなっている、家族のだれかの口の周りがあんで汚れていたとします。実際の場面を見ていなくても、だれがどら焼きを食べたか判断できるのではないのでしょうか。これは極端な例ですが、裁判でも、そのような判断を積み重ねて意見を出し合ってください。必要な法律知識や刑事裁判の手續きに

裁判員の仕事

裁判員裁判はできるだけ連日的に開廷され、1日約5～6時間、3～5日間で終わると見込まれています。

裁判員選任手続き

裁判所で候補者から裁判員を選びます。

法廷での審理

公判では、検察官や弁護人が提出した証拠を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から証人等に質問することもできます。

評議・評決

証拠を調べたら、今度は事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一しょに議論し(評議)、決定する(評決)ことになります。



判決宣告

判決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告することになります。その時点で裁判員の仕事は終了します。



【問い合わせ】
さいたま地方裁判所 刑事
訟廷事務室
048 (863) 4111 (内線
2351)
詳細は、裁判所のホームページ
(<http://www.saibanin.courts.go.jp>) をご覧になるか、問い合わせください。

対象となる事件

ついでには、裁判官が分かりやすく説明します。

地方裁判所で行われる刑事裁判のうち、国民の関心の高い一定の重大な犯罪が、裁判員裁判の対象になります。対象事件には次のようなものがあります。

- 殺人(人を殺した場合)
- 強盗致死傷(強盗が人にけがをさせた、もしくは死なせた場合)

辞退はできないの？

原則として裁判員は辞退できません。ただし、みなさんの負担が過重とならないよう法律で辞退事由を定めていて、裁判所がその事情にあたりと判断した場合、辞退することができず。辞退事由には次のよう

- 現住建造物等放火(人の住む家に放火した場合)

など

なものがあります。

- 70歳以上の
- 学生・生徒

○一定のやむを得ない理由で、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な(重

度の疾病や傷害があるかた、同居する親族の介護や養育をしているかたなど)

など

裁判所では、職業に応じた仕事の状況や、社会生活

上の重要な用事など、辞退の判断が微妙となる事情について、さらに実態把握に努めているところです。

今後の流れ

今年秋には、来年分の裁判員候補者名簿が作成されます。そして、今年末までには、名簿に記載されたかたに通知が届きます。川口市では、有権者の475人に一人が名簿に記載されると試算されています。

裁判員制度が目指すもの

安心して暮らせる社会をつくること。それを次の世代へ残すこと。だれもが望むことではないでしょうか。裁判に関わることは、みなさんの経験や考えを司法に反映させるとともに、社会を見直すきっかけになるはずです。これまでの司法制度を画期的に変える裁判員制度へのご理解、ご協力をお願いします。